

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月15日及び同年12月15日について、その主張する標準賞与額（29万2,000円及び36万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、29万2,000円及び36万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月15日
② 平成17年12月15日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与台帳（平成17年6月及び12月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は29万2,000円、申立期間②は36万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（申立期間①は29万2,000円、申立期間②は36万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月15日及び同年12月15日について、その主張する標準賞与額（32万6,000円及び41万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、32万6,000円及び41万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月15日
② 平成17年12月15日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与台帳（平成17年6月及び12月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は32万6,000円、申立期間②は41万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（申立期間①は32万6,000円、申立期間②は41万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月15日及び同年12月15日について、その主張する標準賞与額（18万9,000円及び24万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、18万9,000円及び24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和60年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①平成17年6月15日
②平成17年12月15日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与台帳（平成17年6月及び12月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は18万9,000円、申立期間②は24万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（申立期間①は18万9,000円、申立期間②は24万3,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月15日及び同年12月15日について、その主張する標準賞与額（28万7,000円及び36万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、28万7,000円及び36万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月15日
② 平成17年12月15日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与台帳（平成17年6月及び12月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は28万7,000円、申立期間②は36万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（申立期間①は28万7,000円、申立期間②は36万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月15日及び同年12月15日について、その主張する標準賞与額（23万1,000円及び29万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、23万1,000円及び29万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月15日
② 平成17年12月15日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与台帳（平成17年6月及び12月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は23万1,000円、申立期間②は29万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（申立期間①は23万1,000円、申立期間②は29万7,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月15日及び同年12月15日について、その主張する標準賞与額（28万4,000円及び36万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、28万4,000円及び36万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月15日
② 平成17年12月15日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与台帳（平成17年6月及び12月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は28万4,000円、申立期間②は36万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（申立期間①は28万4,000円、申立期間②は36万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月15日及び同年12月15日について、その主張する標準賞与額（22万4,000円及び28万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、22万4,000円及び28万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月15日
② 平成17年12月15日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与台帳（平成17年6月及び12月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は22万4,000円、申立期間②は28万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（申立期間①は22万4,000円、申立期間②は28万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月15日及び同年12月15日について、その主張する標準賞与額（21万9,000円及び28万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、21万9,000円及び28万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月15日
② 平成17年12月15日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与台帳（平成17年6月及び12月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は21万9,000円、申立期間②は28万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（申立期間①は21万9,000円、申立期間②は28万2,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月15日及び同年12月15日について、その主張する標準賞与額（9万1,000円及び23万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、9万1,000円及び23万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和57年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①平成17年6月15日
②平成17年12月15日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与台帳（平成17年6月及び12月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は9万1,000円、申立期間②は23万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（申立期間①は9万1,000円、申立期間②は23万4,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月31日から同年10月29日まで
社会保険庁の記録では、A社に係る資格喪失日は昭和43年8月31日となっている旨の回答を得た。

船員手帳の記録では、昭和43年10月28日まで、当該事業所が保有するB丸に乗船していたことが確認できるので、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった船員手帳の記録及び同僚等の供述により、申立人が船員として、昭和43年5月27日から同年10月28日までA社においてB丸に乗船していたことが確認できる。

また、申立人がB丸と一緒に乗船していたと供述している同僚等5人は、船員手帳に申立期間に乗船した記録がある上、社会保険事務所の記録においても、申立期間に当該事業所における船員保険の被保険者であることが確認できることに加え、船員手帳に記録されている当該船における乗船の最終日付とほぼ同月内に船員保険の資格喪失の手続が行われている。

さらに、申立人及び同僚等が供述している当時の船員数と社会保険事務所が保管している船員保険被保険者名簿上の被保険者数とがおおむね一致することから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての船員が船員保険の被保険者であったことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 43 年 6 月の社会保険事務所の記録から、8 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岩手国民年金 事案 465（事案 103 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの期間及び50年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年3月まで
② 昭和50年10月から51年3月まで

申立期間当時、私は両親や弟と同居しており、弟と同じ仕事をしていた。私の国民年金保険料は、母親が弟の分と一緒に納付していた。弟が納付済みとなっているのに、自分の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

私の弟が当時の母親の納付状況を承知していることから証言できると言っているので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人と申立人の弟の国民年金手帳記号番号の払出時期が異なり、申立期間①に係る申立人の弟の保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出される前の昭和50年2月24日に納付されていること、また、申立期間②以後で、納付が確認できる昭和51年度以降の保険料納付状況を見ても、申立人と申立人の弟の納付時期及び納付方法に違いがみられ、申立人が申立人の弟と一緒に納付していたとする主張には整合性が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとの通知が行われている。

申立人は申立人の弟が申立期間当時の母親の納付状況を承知しているので証言できるとしてしたが、口頭意見陳述において、申立人の弟は母親が国民年金保険料を納付していたことを知ったのは自身に年金の通知が来てからとしており、申立期間当時の国民年金については母親任せで領収書も無いことから、納付状況は一切分からないとしている。

また、申立人は自身の国民年金手帳記号番号が申立人の弟の後になっていることについて「2度目に発行された番号が今の手帳番号なのではないか」と主張しているが、A社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿によって、申立人がB町（現在はC市）に転入する前の昭和45年2月12日までさかのぼり、同町において国民年金手帳記号番号を払い出された者を確認しても、申立人の名前は無く、同町において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から同年11月までの期間、44年12月から45年4月までの期間及び46年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年7月から同年11月まで
② 昭和44年12月から45年4月まで
③ 昭和46年1月から同年9月まで

申立期間①については、A社を退職後、B市役所に転入届提出時に、窓口職員に勧められて国民年金加入手続を行って保険料を納付し、その後も失業保険を受給時に納付していた。申立期間②については、C社を退職後、D県のE町役場（現在は、E市役所）に転入届提出時に役場職員に勧められて手続を行い、その場で保険料を納付した。申立期間③については、F社を退職後、B市役所に転入届提出時に手続を行い、失業保険受給時に保険料を納付していたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の記録によれば、当初昭和43年4月から61年3月まで申立人に係る国民年金保険料が未納となっていたが、平成14年に厚生年金保険の記録が追加されたことから、申立期間①から③までの期間のみが未納期間となったことが確認できる。

また、申立人によれば、申立期間①から③までの期間において、それぞれ転入届提出時に国民年金の手続を行い保険料を納付したとしているが、申立期間当時に厚生年金保険加入により申立人の国民年金の資格が喪失した記録は無く、申立人自身も国民年金資格喪失手続を行ったことは無いとしていることから、申立人は、国民年金保険料の納付時に、まだ納付期限が来ていない各申立期間前後の保険料も納付することとなる。しかし、昭和43年2月及び同年3月以外に国民年金保険料の還付記録が無く、また、申立人は、「仕事をしているときは保険料を納付しておらず、督促が来た覚えもない。」としていることから、申立期間当時、申立期間の保険料のみを納付したとは考え難い。

2 申立期間①について、申立人の戸籍の附票によると、B市に住所を移した形跡が無く、また、申立期間②について、E市では申立人が旧E町で国

民年金の手続を行った形跡は無いとしており、社会保険庁保管の国民年金被保険者台帳においても、申立人が旧E町へ転入した記録は無いことから、同台帳は旧E町を管轄する社会保険事務所へ移管されていないと推測される上、申立人は納付金額や納付月数等の具体的な記憶が無く、当時の納付状況等が不明である。

- 3 いずれの申立期間についても、申立人が、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 52 年 7 月まで

私は、昭和 50 年 7 月から 52 年 7 月まで A 社で勤務していた。社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間についての記録が無い旨の回答を受けた。証拠となる給与明細書等はないが、間違い無く勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は昭和 50 年 1 月 30 日に全喪しており、また、当時の代表取締役及び役員も既に死亡又は所在が不明なため、申立内容を裏付ける関連資料や供述は得られなかった。

また、昭和 47 年 8 月から 60 年ごろまで継続して勤務していたとする同僚は、当該事業所が昭和 50 年 1 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことを承知しており、当該同僚は「自分を含め従業員は国民年金の加入手続を行った。」と供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 50 年 2 月以降に当該事業所に勤務していた複数の同僚は、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月から 39 年 1 月まで

私は、昭和 33 年 5 月から 39 年 1 月まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では同期間における厚生年金保険の加入記録が無かった。

当時、給与から 100 円が引かれており、それが厚生年金保険料だと思っているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった身分証明書の写しから、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、当該事業所は平成 3 年 4 月 30 日に解散しており、元取締役の照会したが、事業主は既に亡くなり当時の資料は廃棄されているため詳細は分からないとしていることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間当時、給与から 100 円が控除されており、それが厚生年金保険料だったと思うと供述しているが、申立人が供述した給与額 1 万 9,000 円に相当する当時の社会保険料額と比較して著しく低額であることから、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人から示された同僚の電話番号は現在使われておらず、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険第四種被保険者として、昭和 57 年 5 月から同年 9 月までの厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から同年 9 月まで

私は、A社を退職後、昭和 57 年 5 月から厚生年金保険の任意継続（厚生年金保険第四種被保険者）制度に加入し数か月分を一括して支払い、その後 60 年 5 月 21 日にB社に入社するまで、毎月納付したが、社会保険事務所の回答によると、申立期間の記録が無いとされた。

領収書など証拠書類は無いが、申立期間について厚生年金保険第四種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の任意継続（厚生年金保険第四種被保険者）制度は、10 年以上の厚生年金保険被保険者期間があり、老齢厚生年金の受給資格期間（原則、20 年）を満了す前に退職していること等の条件により、厚生年金保険被保険者の資格喪失後 6 か月以内に社会保険事務所に申し出て資格を取得し老齢厚生年金受給権が発生するまで任意加入できるとされており、資格取得日は、喪失した日にさかのぼるか、申出が受理された日とするか、どちらかを本人が選択することになっている。

申立人が、社会保険庁のオンライン記録により A 社を退職した 5 か月後の昭和 57 年 10 月 21 日に厚生年金保険第四種被保険者に加入したことは確認できるが、申立人が主張する当該事業所における申立人の厚生年金保険の資格喪失日である 57 年 5 月 1 日にさかのぼって厚生年金保険第四種被保険者資格を取得したことを裏付ける関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人は当該事業所に係る資格を喪失した時点において厚生年金保険被保険者期間が 159 月で厚生年金保険第四種被保険者としての加入条件を満たしており、社会保険事務所が保管している申立人の厚生年金保険被保険者原票における資格取得年月日（昭和 57 年 10 月 21 日）及び同原票の備考欄における「満了 64 年 7 月 1 日」との記録から、申立人が 64 年 7 月 1 日を満了日として申立人の厚生

年金保険被保険者期間が 240 月（20 年）となる 57 年 10 月 21 日に資格を取得したことが確認できることから、任意継続制度への加入時に、当該事業所における資格喪失日にさかのぼって資格を取得することは無かったと認められる。

さらに、申立人はさかのぼって加入したとする申立期間に係る厚生年金保険第四種被保険者の厚生年金保険料を一括して納付したとしているが、納付したとする金額及び納付方法については記憶が無く、その納付状況について不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から29年6月30日まで

私は、昭和28年9月1日からA社に勤務した。厚生年金保険被保険者証の資格取得日は28年9月1日となっているが、社会保険庁の記録は29年7月1日となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が所持する昭和36年6月19日に再交付された厚生年金保険被保険者証には28年9月1日に資格取得と記載されているが、社会保険庁保管の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は29年7月1日に資格取得と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人と連番で同日に資格を取得している同僚が所持する当時の厚生年金保険被保険者証には29年7月1日資格取得と記載されており、社会保険庁の記録と一致する。

また、当該事業所は、当時の資料を既に廃棄していることから、申立期間における申立人の勤務状況や給与から厚生年金保険料を控除していた事実を示す関連資料や供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 21 日から 9 年 5 月 9 日まで

私は、平成元年 12 月から 9 年 5 月まで A 社に勤務していた。8 年に労災事故に遭い労災補償を受給したが、休業補償給付の支給額が低額であったので、労働基準監督署に相談したところ同署の調査で事業所が二重帳簿をつけており実際の給与額と事業所が同署へ届け出た給付基礎日額に相違があったことが判明した。厚生年金保険についても社会保険事務所へ届け出た標準報酬月額が実際の給与額よりも低い額で届け出たと思われるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立期間の一部に係る給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかしながら、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であることが確認できる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるものであり、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する報酬月額に相当する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月26日から54年7月1日まで

私は申立期間にA社に勤務していた。社会保険事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額が15万円となっているが、給与明細書では給与が26万円程度支給されていることが分かったので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかしながら、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であることが確認できる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金基金の記録上の標準報酬月額も、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致しており、社会保険事務所の記録に不自然さは見られない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年ごろから 44 年ごろまで

私は、申立期間においてA事業所に勤務していた。同僚には同事業所の厚生年金保険の加入記録があるが、私も間違い無く勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から時期及び期間は不明であるが、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に閉鎖されており、事業主及び関係者は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用については確認することができなかった。

また、当時の複数の同僚に照会したが、当該事業所における厚生年金保険の適用については何もわからないと回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和 27 年 10 月 1 日に適用事業所となっているほか、29 年 3 月 19 日以降は被保険者が記録されておらず、同名簿には申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れは無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月6日から5年3月1日まで

私は申立期間に、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いとされた。間違い無く勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿及び同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所に照会したところ、同事業所は、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記録されている資格の得喪日が社会保険庁の記録と一致していることから、申立てどおりの届出及び納付を行っていないと回答している。

また、申立人が記憶している複数の同僚からも申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人の資格取得日は平成5年3月1日と記録されており、当該記録は厚生年金保険の資格取得日と一致している上、申立期間は国民健康保険の被保険者期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 7 月 31 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 7 月 31 日まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。

保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間、勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において A 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について A 社に照会したところ、申立期間当時の非常勤職員についての人事記録を保存しておらず、資格得喪の届出及び保険料の納付状況について確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、申立人が「名前は覚えていないが、A 社で一緒に採用の辞令をもらった人が一人いる。」と供述しているところ、申立人が勤務し始めたとする昭和 45 年 4 月に A 社において厚生年金保険の資格を取得している者は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間について、A 社の臨時職員として勤務し、その後 B 社の臨時職員となったが、勤務場所は一貫して A 社内であったと供述しているところ、B 社が保管している辞令簿及び申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人は申立期間を含む昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 10 日まで B 社の職員であったことが確認できる。

加えて、申立期間当時、B 社は共済組合に加入しており、厚生年金保険の適用

事業所とはなっていない。

なお、B社から提出のあった申立人の共済組合員資格新規取得届には昭和46年8月1日資格取得、組合員資格喪失届には47年4月10日資格喪失と記録されていることが確認でき、同共済組合に照会したところ、当該記録は申立人の加入記録と一致しており、ほかに加入期間は無いと回答している。また、B社の複数の元職員からは、臨時職員は同共済組合には加入せず、一定期間経過後、正職員となった段階で加入手続をしていたという旨の供述があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。